

令和7年横審第25号

裁 決

ヨットA岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉田茂樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年12月25日21時43分半少し前

東京都阿古漁港

2 船舶の要目

船種 船名 ヨットA

総トン数 9.7トン

登録長 11.10メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 41キロワット

3 事実の経過

Aは、航行区域を遠洋区域とし、沿海区域を超える場合、最大搭載人員が8人の船内機を備えたFRP製プレジャーヨットで、船体中央やや船首寄りにマスト、その後方にキャビン及び操縦区画をそれぞれ配してキャビンにGPSプロッター及びレーダー各1台、操縦区画中央に操舵スタンド、その前方にGPSプロッター1台、魚群探知機及び風向風速計をそれぞれ装備し、a受審人ほか1人が乗り組み、クルージングの目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルバラストキール下端まで1.9メートルの喫水をもって、令和6年12月24日00時00分京浜港横浜第5区所在の係留地を発し、東京都八丈島に向かった。

a受審人は、八丈島及び東京都小笠原諸島にそれぞれ寄港して、北太平洋南西部のマリアナ諸島南端に所在するアメリカ合衆国準州グアム島に向かう計画であったが、八丈島に向けて南下中、東京都三宅島北東方沖合で、天候が悪化したことから、東行しながら天候の回復を待ったものの、荒天避難するために阿古漁港に入航することとし、翌25日09時00分同沖合を発進して西行を開始した。

ところで、阿古漁港は、三宅島西岸所在の漁港で、同漁港中央部の陸岸から西南西方に延びる長さ約90メートルのマイナス5.0メートル岸壁及び同岸壁の西南西端から西南西方に延伸する長さ約150メートルのマイナス7.5メートル岸壁（以下「阿古突堤岸壁」という。）並びに阿古漁港南部に敷設された消波ブロックから北方に延びる長さ約140メートルの防波堤（以下「阿古防波堤」という。）がそれぞれ築造され、阿古突堤岸壁の西端及び阿古防波堤の北端によって、西方に開いた距離約100メートルの港口が形成されていた。

また、阿古突堤岸壁の西端から約30メートル東北東方に、白塔形

の灯高16メートル、光達距離7海里の白色1閃光を3秒ごとに発する阿古港突堤灯台（以下「阿古突堤灯台」という。）が、阿古防波堤の北西端には光達距離約3海里の黄色1閃光を4秒ごとに発する簡易標識灯1基が、それぞれ設置されていた。

そして、a受審人は、阿古漁港に約10回入出航した経験があったものの、夜間に入航するのは初めてであった。

a受審人は、21時32分機走により阿古漁港西方沖合に至り、GPSプロッター2台を作動させ、懐中電灯を持った甲板員を船首に配置し、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、21時38分半少し前阿古突堤灯台から258度（真方位、以下同じ。）900メートルの地点で、針路を086度に定め、5.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、阿古突堤灯台を船首目標にして入航することとし、21時41分半少し前阿古突堤灯台から245度340メートルの地点に達し、針路を064度に転じた。

針路を転じたとき、a受審人は、阿古突堤岸壁まで310メートルのところとなり、その後阿古突堤岸壁に向首続航する状況であったが、阿古突堤岸壁までまだ距離があるものと思い、GPSプロッターで阿古突堤岸壁との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、阿古突堤岸壁に向首したまま進行し、21時43分半少し前阿古突堤灯台から259度30メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、阿古突堤岸壁の西端に衝突した。

当時、天候は曇りで風力4の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好で、東京都三宅村に強風注意報が発表されていた。

衝突の結果、船首外板に凹損を生じ、波浪により岩場に打ち付けられて船体が大破し、のち廃船処理され、阿古突堤岸壁は修理を要しない擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、夜間、阿古漁港において、入航する際、船位の確認が不十分で、阿古突堤岸壁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、阿古漁港において、入航する場合、阿古突堤岸壁に衝突することのないよう、GPSプロッターで阿古突堤岸壁との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、阿古突堤岸壁までまだ距離があるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、阿古突堤岸壁に向首進行する状況に気付かず、阿古突堤岸壁の西端への衝突を招き、船体及び阿古突堤岸壁にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

横浜地方海難審判所

審判官 高 木 省 吾